

70 歳以上で高額な診療を受けられる皆様へ

高額療養費制度とは？

1 か月の医療費の自己負担額が上限を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。

マイナ保険証(マイナンバーカード)で限度額情報の利用に同意すると、窓口でのお支払いは自己負担限度額までとなり、払い戻しの手続きを行う必要はありません。

ご利用方法

正面玄関などに設置している「顔認証付きカードリーダー」で、マイナンバーカードを認証してください。

※資格確認書をご利用の方は、受付②へお声がけください。

入院中の方は、入院時にお渡しする書面でも同意できます。

限度額適用認定証の申請が必要な方

以下に該当し、オンラインで資格確認ができない場合は、加入している保険者(後期高齢者医療、国民健康保険など)で交付を受け、速やかに医療機関へご提示ください。認定証は申請した月から有効です。

- ・現役並み所得者(3割負担)のⅠ・Ⅱに該当する方
- ・住民税非課税世帯の方

【1ヶ月の自己負担限度額】

被保険者の所得 区分	自己負担限度額				
	月額上限額		年間上限額		多数該当
	個人	世帯(個人の入院含む)	個人	世帯(個人の入院含む)	
現役並みⅢ (標準報酬月額 83万円以上)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%		-	168万円	140,100円
現役並みⅡ (標準報酬月額 53万~79万円)	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%		-	111万円	93,000円
現役並みⅠ (標準報酬月額 28万~50万円)	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%		-	53万円	44,400円
一般所得者	22,000円	61,500円	216,000円	53万円	44,400円
低所得者Ⅱ	11,000円	25,700円	96,000円	29万円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	-	18万円	15,700円

- ・医療機関、入院・外来、保険薬局ごとに自己負担限度額を計算します。
- ・同じ月に入院や外来など複数の受診がある場合、自己負担額を合算し、限度額を超えた分は手続きにより払い戻されます。
- ・過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は「多数該当」となり、4か月目から自己負担上限額が軽減されます。
- ・入院中の食事代は別途必要です。
一般(課税世帯):1食550円 低所得者Ⅱ:1食270円 低所得者Ⅰ:1食130円